

障害者を対象とする
特別区（東京23区）職員
採用選考案内

◆この採用選考は、特別区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「特別区等」という。）が、障害のある方を対象として職員を採用するために実施するものです。

1 主な日程

申込受付期間 ※インターネット申込みが困難な場合のみ、郵送で申し込んでください。	◇インターネット【推奨】 6月26日（木）午前10時 ～ 7月17日（木）午後5時（受信有効）
	◇郵 送（郵便局で必ず「簡易書留郵便」扱いにしてください。） 6月26日（木）～ 7月16日（水）（消印有効） →消印が上記受付期間以外のもの及び簡易書留によらないものは、受理しませんのでご注意ください。
	注意事項 第2次選考（面接）で参考資料として使用する「面接カード」も申込時に作成をしていただきます。 ※持参による申込受付は行いません。必ずインターネット又は郵送により、時間に余裕をもって申し込んでください。 ※使用可能機器等の注意事項については、「7 受験上の配慮」をご確認ください。
第1次選考	◆選考日 9月14日（日）午前9時20分集合 ～ 午後3時終了予定
	◆合格発表日 10月15日（水）午前10時
第2次選考	◆選考日 11月4日（火）～ 6日（木）のうち指定する1日
最終合格発表	◆合格発表日 11月21日（金）午前10時

2 採用区分、選考区分及び採用予定数等

採用区分	選考区分	採用予定数	主な職務内容	主な勤務予定先（例示）
Ⅲ 類	事務 （一般事務）	88名程度	一般行政事務等 （庶務業務、窓口業務、 データ入力・集計作業、 文書・台帳整理等）	本庁各課、出張所、保健所、 福祉事務所

※採用を予定している特別区等については、3ページ参照

3 受験資格

次の（１）～（３）の要件をすべて満たす人が受験できます。ただし、すべてを満たす人でも地方公務員法で選考を受けることができないとされる人（下記参照）は受験できません。

※申込内容等の記載事項に虚偽がある場合は、採用内定が取り消されることがあります。

（１） 以下のア～エのいずれかに該当する人

- ア 身体障害者福祉法第１５条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人
- イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人
- ウ 児童相談所等により知的障害者であると判定された人
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

※上記の手帳等は第１次選考当日において有効であることが必要です。

※療育手帳の名称は、交付している地方公共団体により異なることがあります。手帳の種類が不明な場合は、お住まいの地方公共団体で確認してください（例えば、東京都が交付している療育手帳については、「愛の手帳（東京都療育手帳）」という名称で交付されています。）。

（２） 日本国籍を有し、次の要件に該当する人

- ア 活字印刷文又は点字による出題に対応できる人
- イ 昭和３９年４月２日～平成２０年４月１日に生まれた人

（３） 現に特別区等の職員でない人

ただし、現に特別区等の職員で、教育公務員（各特別区の「職員の職名に関する規則」に定める保育教諭の職務に従事する人を除く。）、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員又は任期付職員（「地方公務員法」、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」又は「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づき採用されているものをいう。）は受験できます。

地方公務員法第１６条で選考を受けることができないとされる人

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

4 特別区等の採用予定

表の説明

採用予定は、令和7年6月1日現在のもので、変更することがあります。

- ・○印…令和8年度に採用を予定していることを示します。
- ・**人厚組合** 特別区人事・厚生事務組合／**競馬組合** 特別区競馬組合／
清掃組合 東京二十三区清掃一部事務組合

千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○

5 第1次選考

(1) 選考日及び会場

選 考 日	9月14日（日） 午前9時20分集合～午後3時終了予定
会 場	原則として都内

- ◆選考会場は、8月22日（金）以降に発送する受験票で通知します。
- ◆指定された選考会場の変更はできません。
- ◆選考会場及び会場の最寄り駅等で、有料で合否の連絡を請け負う業者が勧誘を行っていることがありますが、当人事委員会とは一切関係ありません（選考当日に当人事委員会が現金等を請求することはありません。）。
- ◆選考当日は、交通機関の運行に遅延・中止（見合わせ）等が発生することもありますので、選考会場までの経路を複数確認しておくとともに、時間に余裕をもって選考会場に到着できるようにしてください。

(2) 方法

教 養 試 験 (2時間10分)	一般教養についての五肢択一式（45題中40題解答） ①知能分野（25題必須解答） 文章理解（英文を含む）、判断推理、数的処理、資料解釈及び空間把握 ②知識分野（20題中15題選択解答） 社 会…現代社会、日本史、世界史、地理、倫理及び政治・経済 理 科…物理、化学及び生物 その他…国語、芸術及び家庭
作 文 (1時間30分)	課題式（1題必須解答） 字数は400字以上800字程度

- ◆この選考の出題の程度は、高校卒業程度のものです。
- ◆教養試験の成績が一定点に達しない場合、作文は採点の対象となりません。
- ◆選考問題は、持ち帰ってください。

◆教養試験（五肢択一式）はマークシート方式により行います。

◆選考問題及び五肢択一式問題の正答は、第1次選考終了後に公表します。予定日時は次のとおりです。

①ホームページ

9月22日（月）午前10時以降

②各区役所及び特別区自治情報・交流センター（東京区政会館4階）

9月24日（水）以降

◆過去の選考問題及び五肢択一式問題の正答は、各区役所及び特別区自治情報・交流センター（東京区政会館4階）で閲覧できます。

また、過去の選考問題はホームページにも掲載しています（ただし、著作権等により掲載していない問題もあります。）。

（3）合格発表

日 時	10月15日（水）午前10時
方 法	・ ホームページ（合格者の受験番号を掲載） ・ 郵送（第1次選考の受験者全員に、合否の結果を通知） ※窓口等への掲示は行いません。

◆10月20日（月）までに結果通知が届かない場合は、翌日以降に特別区人事委員会事務局任用課（以下「任用課」という。）へお問い合わせください。

6 第2次選考

第1次選考合格者に対して、次のとおり行います。

（1）選考日及び会場

選 考 日	11月4日（火）～ 6日（木）のうち指定する1日 ※指定された日時の変更はできません。
会 場	原則として都内

◆選考の日時及び会場は、第1次選考結果通知と併せてお知らせします。

◆選考当日は、交通機関の運行に遅延・中止（見合わせ）等が発生することもありますので、選考会場までの経路を複数確認しておくとともに、時間に余裕をもって選考会場に到着できるようにしてください。

（2）方法

面 接	主として人物について、個別面接の方法で行います。 ※面接時にメモを取ることはできません。
-----	---

(3) 最終合格発表の決定及び発表

決 定	第1次選考及び第2次選考の結果を総合的に判定し、最終合格者を決定します。
日 時	11月21日（金）午前10時
発 表	・ ホームページ（合格者の受験番号を掲載） ・ 郵送（第2次選考の受験者全員に、可否の結果を通知） ※窓口等への掲示は行いません。

7 受験上の配慮

障害の特性上、通常の受験方法での受験が難しい人は、他の受験方法を選択することができます。希望する人は、申込画面（申込書）の所定欄にその旨を必ず入力（記入）してください。ただし、（１）～（４）については、申し込む際に必ず任用課へ連絡してください。

なお、申込画面（申込書）への入力（記入）がない場合や、ご要望の内容によっては、ご希望に沿えない場合があります。

また、申込後に内容を確認するため、任用課から連絡する場合があります。

(1) 点字による受験

- ・ 第1次選考を点字で受験することができます。なお、点字機器の貸与はできません。選考当日に受験者本人が持参した機器で解答していただきます。また、点字の補助として音声による選考問題の読み上げを併用することができます。
- ・ 点字で受験する人は、選考時間を延長します。

(2) 解答用紙の変更

- ・ マークシートでの解答が困難な場合、丸付け解答用紙に変更することができます。
- ※ 丸付け解答用紙とは、設問ごとに1～5の選択肢が印字されており、正しいと思う選択肢に丸印を付ける解答用紙です。

(3) 拡大文字による選考問題用紙の変更

- ・ 視覚等に障害のある人は、通常の選考問題で受験が難しい場合、拡大文字による選考問題の受験を選択することができます。

(4) パソコン（又はワープロ）による受験

- ・ 上肢機能障害又は言語、上肢複合機能障害を有し、文字を書くことが困難な方のみ、パソコン等を使用することができます。なお、パソコン等の貸与はできません。選考当日に受験者本人が持参した機器で解答していただきます。
- ・ （１）～（３）の方法でも受験することが困難な人は、パソコン等による受験対象となる場合があります。

(5) 意思伝達方法の変更

- ・ 聴覚等に障害のある人は、口話・筆話・手話の3つの方法を選択することができます。

(6) 補装具の利用

- ・ 選考時に補装具の利用を希望する人は、申込画面の「17 持込使用する補装具」（申込書は裏面の「4」）から選択してください。また、車椅子で選考会場に来場される方は、申込画面の「18 車椅子」（申込書は裏面の「5」）を選択してください。

(7) 自動車等での来場

- ・ 身体上の理由により公共交通機関を利用して選考会場へお越しになることが難しい人は、自動車等で来場することが可能です。希望する人は、申込画面の「22 備考」（申込書は裏面の「7」）に自動車の車種、ナンバー、色と「自動車等での来場を希望」と入力（記入）してください。

(8) 就労支援機関の職員同席

- ・ 第2次選考において、受験者が登録等をしている就労支援機関の職員の同席を認めます。選考準備のため、同席を希望する場合は、第1次選考合格発表後、10月22日（水）までに受験者本人が必ず任用課へ連絡してください。任用課への連絡がない場合は、同席を認めません。

(9) その他

- ・ （1）～（8）以外で受験上の配慮（試験時間中の服薬など）を希望する方は、申込画面の「22 備考」（申込書は裏面の「7」）に入力（記入）してください。ただし、申込画面（申込書）への入力（記入）がない場合や内容によっては、ご希望に沿えない場合があります。

◆受験上の配慮の対応範囲表

	1次選考	2次選考
(1)点字による受験	○	
(2)解答用紙の変更	○	
(3)拡大文字による選考問題用紙の変更	○	
(4)パソコン(又はワープロ)による受験	○	
(5)意思伝達方法の変更	○	○
(6)補装具の利用 ※	○	○
(7)自動車等での来場	○	○
(8)就労支援機関の職員同席		○

※ 補装具の種類により、使用できない場合があります。

8 選考結果の提供

希望者に対し、次のとおり選考結果を提供します。

対 象	提 供 内 容	提 供 方 法	申 請 方 法
第1次選考 不合格者	第1次選考の 総合ランク	結果通知に第1次選考の総合ランク (A～C)を記載して提供します。	第1次選考の教養試験の際、解答用紙に希望の有無をマークしていただきます。
第2次選考 不合格者	最終結果の 総合ランク	結果通知に最終結果の総合ランク(A～C)を記載して提供します。	

9 採用の方法及び時期

(1) 採用の方法

ア 特別区人事委員会は、最終合格者決定後、原則として合格者の希望区等を考慮のうえ、特別区等へ推薦します。

なお、特別区等の採用予定や希望者の集中等の状況によっては、希望どおりに推薦できない場合があります。

イ 推薦を受けた特別区等は、面接等を行ったのち、採用を内定します。

(2) 採用の時期

原則として、令和8年4月1日以降に採用されます。

10 受験手続

(1) 申込方法

次のいずれかの方法で早めに申し込んでください。

申込方法	申 込 場 所	申 込 受 付 期 間
インターネット 【推奨】	https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiinkaitop/ (ホームページ)	6月26日(木) 午前10時～ 7月17日(木) 午後5時【受信有効】
郵 送	〒102-0072 千代田区飯田橋 3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課	6月26日(木)～ 7月16日(水)【消印有効】
	角型2号(A4サイズ)の封筒に入れ、その封筒の表に赤字で「採用選考申込書在中」と明記し、必ず「簡易書留郵便」で郵送してください。	

【受験申込時の注意事項】

- ◆消印が上記申込受付期間外のもの及び「簡易書留郵便」によらないものは、受理しませんのでご注意ください。
- ◆持参による申込受付は行いません。必ずインターネット又は郵送により、時間に余裕をもって申し込んでください。
- ◆インターネット環境(通信料含む。)はご自身でご用意・ご負担ください。
- ◆システム障害対応のために申込受付期間中にシステムを停止する場合や、使用している機器や通信回線の障害等が発生した場合のトラブルについては、一切責任を負いません。
- ◆重複申込みは、受信又は消印の早いもののみ受理します。
- ◆申込完了後は、申込内容の修正はできません。また、入力内容についての問合せには応じられないため、入力内容に誤りがないか確認し、申込登録完了画面は必ず印刷及び保存してください。
- ◆インターネット申込み及び郵送申込みの際に提出された内容(面接カードを除く。)は、推薦時に特別区等へ提供します。
- ◆受験資格の確認を行うため、連絡することがあります。
- ◆提出された申込書等の書類は、返却しません。

(2) 受験票の交付

8月22日（金）以降に受験票を郵送します。

8月27日（水）までに受験票が届かない場合は、翌日以降に任用課へお問い合わせください。

【申込書及び面接カード作成上の注意事項】

- 1 郵送の申込書及び面接カードは、黒のボールペン（消せないものに限る。）で、記入漏れや間違いのないよう、丁寧に記入してください。申込時には、申込書と面接カードを一緒に作成して提出してください。不備があった場合には、申込は受け付けません。
- 2 郵送申込書の整理番号欄（※欄）には、記入しないでください。
- 3 郵送申込書の生年月日欄には、該当の年号を○で囲い年月日の数字を記入してください。また、年月日の数字が1ケタの場合は、はじめに「0」を記入してください。

＜例＞平成4年4月2日生まれの場合

昭 和									
○ 平 成 ○	0	4	年	0	4	月	0	2	日生

- 4 郵送申込書の現住所欄は、都道府県名の記入は不要です。区市町村名から記入してください。
- 5 郵送申込書の電話番号等欄には、確実に連絡が取れる電話番号を2か所記入してください（携帯電話又は実家等で伝言を依頼できる場所を含む。）。FAX番号の記入は任意です。
- 6 郵送申込書の受験票等郵送先欄には、受験票や結果通知等について、現住所以外への郵便を希望する人のみ記入してください。現住所と同じ場合は、記入の必要はありません。
- 7 郵送申込書の希望区欄には、次の9ページの＜特別区等コード一覧表＞から希望する特別区等を選び、第1希望～第5希望まで順番に、その番号を記入してください。
なお、希望区を記入できるのは申込時の1回のみで、その後は変更できません。

＜特別区等コード一覧表＞

番 号	区 名 等	番 号	区 名 等	番 号	区 名 等
01	千代田区	10	目黒区	19	板橋区
02	中央区	11	大田区	20	練馬区
03	港区	12	世田谷区	21	足立区
04	新宿区	13	渋谷区	22	葛飾区
05	文京区	14	中野区	23	江戸川区
06	台東区	15	杉並区	24	特別区人事・厚生事務組合
07	墨田区	16	豊島区	25	特別区競馬組合
08	江東区	17	北区	26	東京二十三区 清掃一部事務組合
09	品川区	18	荒川区		

※特別区人事・厚生事務組合（24）及び特別区競馬組合（25）は、募集が無いため記入しないでください。

- 8 郵送申込書の障害者手帳等欄には、手帳（児童相談所等が発行した知的障害者の判定書を含む。）に記載されている内容を記入してください（複数の手帳を所持している場合の記入方法については下記9を確認してください。）。

なお、郵送申込みの申込時点で手帳を申請中等で所持していない場合は、障害者手帳等欄を空欄とし、申し込む際に必ず任用課へ連絡してください。

また、インターネット申込みの申込時点で手帳を申請中等で所持していない場合は、障害者手帳等欄は空欄とし、備考欄に申請状況等を入力するとともに必ず任用課へ連絡してください。

- 9 郵送申込書の障害区分コード欄には、該当する障害区分を下の＜障害区分コード表＞から選び、番号を記入してください。

なお、複数の手帳を所持している場合には、下の＜障害区分コード表＞のうち、若い番号の障害区分コードを記入してください。

（例）身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳を所持している場合には「01」と記入してください。

＜障害区分コード表＞

番 号	障 害 区 分
01	身 体 障 害
02	知 的 障 害
03	精 神 障 害

- 10 郵送申込書の障害区分コード欄に、「01」（＝身体障害）を記入した場合は、身体障害者手帳に記載されている主な障害名に対応する番号を、下の＜障害名コード表＞から選び、障害名コード欄に記入してください。

また、障害名欄には、身体障害者手帳に記載されている障害名を記入してください。

なお、障害区分コード欄に、「02」（＝知的障害）又は「03」（＝精神障害）と記入した場合は、障害名コード欄は空欄にし、障害名欄には、「知的障害」又は「精神障害」と記入してください。

＜障害名コード表＞

番 号	障 害 名	番 号	障 害 名	番 号	障 害 名
01	視 覚 障 害	07	体 幹 機 能 障 害	13	小 腸 機 能 障 害
02	聴 覚 障 害	08	心 臓 機 能 障 害	14	免 疫 機 能 障 害
03	平 衡 機 能 障 害	09	じ ん 臓 機 能 障 害	15	肝 臓 機 能 障 害
04	音 声 ・ 言 語 機 能 障 害	10	呼 吸 器 機 能 障 害	16	そ の 他 の 身 体 障 害
05	上 肢 機 能 障 害	11	ぼ う こ う 機 能 障 害		
06	下 肢 機 能 障 害	12	直 腸 機 能 障 害		

- 11 郵送申込書の障害等級・程度欄には、身体障害又は精神障害の人は手帳に記載されている等級を記入してください。

知的障害の人は該当する程度を下表から選び、番号を記入してください。

程 度	最 重 度	重 度	中 度	軽 度
番 号	1	2	3	4

- 12 インターネット申込み及び郵送申込みのどちらの場合も、手帳に交付日・再交付日等、2つ以上の日付が記載されている場合は、直近の日付を入力もしくは記入してください。

- 13 郵送申込書の交付機関欄には、手帳の交付を受けた都道府県名又は市町村名を記入してください。

- 14 郵送申込書の裏面については、1～7のうち該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

なお、1～3については該当する障害がある人のみ選択できます。

- 15 第1次選考において、点字による受験を希望する人は、郵送申込書裏面の2を○で囲んでください（インターネット申込みの場合は、申込画面の所定箇所に入力してください）。

また、インターネット申込み及び郵送申込みのどちらの場合も申し込む際に必ず任用課へ連絡してください。申込書（申込画面）への記入（入力）がない場合及び任用課への連絡がない場合は、点字による受験は認めません。

- 1 6 採用選考案内 2 ページに掲げた受験資格をすべて満たしていることを再度確認したうえ、
郵送申込書の署名欄に月日と氏名を記入してください。

1 1 勤務条件等

(1) 初任給等

初 任 給	約218,400円
-------	-----------

- ◆この初任給は令和 7 年 4 月 1 日現在の給料月額に地域手当を加えたものです。
職務経験等がある人は、一定の基準により加算される場合があります。
 - ◆この初任給のほか、条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、
勤勉手当等が支給されます。
 - ◆採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。
- ※ 6 0 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以降は適用される給料月額の 7 割が支給額となります。

(2) 勤務時間

職員の勤務時間は 1 週間あたり 3 8 時間 4 5 分で、原則として土曜・日曜・祝日が休みです。

(3) 休暇等

年次有給休暇は原則として 1 年間に 2 0 日です。そのほか慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業、
夏季休暇なども設けられており、職員が安心して働き続けられるための制度が整っています。

(4) 公平な昇任制度

職員は、能力主義に基づき公平に昇任します。学歴等によらず、「やる気があれば道が開ける」、チャ
レンジする職員に開かれた昇任制度が用意されています。

1 2 その他

個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律による適正管理を行っています。当人事委員
会では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、特別区等
の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には、速やかに
適切な方法で廃棄しています。

注意事項

- ◆カンニング等の不正行為が発覚した場合、受験は無効とします。
- ◆選考日等の変更や非常時のお知らせがある場合は、特別区人事委員会ホームページでお知らせ
します。

令和 4 年度 ～ 令和 6 年度 障害者を対象とする採用選考実施状況

	採用予定数	受験者数	最終合格者数	合格倍率
令和 4 年度	7 6 名程度	1 6 9 名	7 2 名	2 . 3 倍
令和 5 年度	8 4	4 0 6	8 8	4 . 6
令和 6 年度	8 1	3 1 7	1 0 7	3 . 0

参考 特別区等一覧表

区名等	本庁所在地	職員数(名)	URL
千代田区	千代田区九段南1-2-1	1,225	https://www.city.chiyoda.lg.jp/
中央区	中央区築地1-1-1	1,697	https://www.city.chuo.lg.jp/
港区	港区芝公園1-5-25	2,268	https://www.city.minato.tokyo.jp/
新宿区	新宿区歌舞伎町1-4-1	2,868	https://www.city.shinjuku.lg.jp/
文京区	文京区春日1-16-21	2,204	https://www.city.bunkyo.lg.jp/
台東区	台東区東上野4-5-6	1,960	https://www.city.taito.lg.jp/
墨田区	墨田区吾妻橋1-23-20	1,923	https://www.city.sumida.lg.jp/
江東区	江東区東陽4-11-28	2,693	https://www.city.koto.lg.jp/
品川区	品川区広町2-1-36	2,824	https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/
目黒区	目黒区上目黒2-19-15	2,061	https://www.city.meguro.tokyo.jp/
大田区	大田区蒲田5-13-14	4,201	https://www.city.ota.tokyo.jp/
世田谷区	世田谷区世田谷4-21-27	5,481	https://www.city.setagaya.lg.jp/
渋谷区	渋谷区宇田川町1-1	2,037	https://www.city.shibuya.tokyo.jp/
中野区	中野区中野4-11-19	2,182	https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/
杉並区	杉並区阿佐谷南1-15-1	3,561	https://www.city.suginami.tokyo.jp/
豊島区	豊島区南池袋2-45-1	2,083	https://www.city.toshima.lg.jp/
北区	北区王子本町1-15-22	2,836	https://www.city.kita.lg.jp/
荒川区	荒川区荒川2-2-3	1,820	https://www.city.arakawa.tokyo.jp/
板橋区	板橋区板橋2-66-1	3,783	https://www.city.itabashi.tokyo.jp/
練馬区	練馬区豊玉北6-12-1	4,361	https://www.city.nerima.tokyo.jp/
足立区	足立区中央本町1-17-1	3,571	https://www.city.adachi.tokyo.jp/
葛飾区	葛飾区立石5-13-1	3,142	https://www.city.katsushika.lg.jp/
江戸川区	江戸川区中央1-4-1	3,610	https://www.city.edogawa.tokyo.jp/
特別区人事・厚生事務組合	千代田区飯田橋3-5-1	263	https://www.union.tokyo23city.lg.jp/
特別区競馬組合	品川区勝島2-1-2	85	https://www.tokyocitykeiba.com/
東京二十三区清掃一部事務組合	千代田区飯田橋3-5-1	1,168	https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/

* 職員数等は、令和7年1月1日現在のものです。

* 東京二十三区清掃一部事務組合の主な勤務先は、本庁及び23区内の各清掃工場等です。

* 就業場所は、原則敷地内禁煙です。

選考の申込みをした人は必ず受験してください

特別区職員採用選考は、皆さんの申込みによって選考の準備が進められます。これらは、区民の方に納めていただく税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、**選考の申込みをした人は必ず受験してください。**

問い合わせ先

特別区人事委員会事務局任用課採用係

〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1

【電話】03-5210-9787（直通）

※受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

令和7年度 障害者を対象とする
特別区職員採用選考郵送申込書

整 理 番 号
※

裏面にも記入欄があります。	選考区分	事務（一般事務）																
	フリガナ																	
	氏 名	(姓)								(名)								
	生年月日	昭 和 平 成				年				月					日生			
	現 住 所	郵便番号 —																
		(フリガナ)																
		(都道府県名省略)																
	電 話 等 番 号	最も確実な連絡先 () —																
		上記以外の連絡先 () —																
		F A X 番号 (任意) () —																
受 験 票 等 郵 送 先	- (現住所と同じ場合は、記入の必要はありません。)																	
希 望 区	第 1				第 2				第 3				第 4			第 5		
障 害 者 手 帳 等	障害区分 コード			障害名 コード			障 害 名								障害等級 ・ 程度			
	交 付 (再 交 付) 年 月 日				交 付 機 関				交付番号又は手帳番号									
	昭和 平成 年 月 日 令和				(都道府県又は市町村)				第 号									
	※障害者手帳等を現在、再交付中の方、発行申請中及び未申請の方は特別区人事委員会事務局任用課までご連絡ください。																	
私は、障害者を対象とする特別区職員採用選考を受験したいので申し込みます。 なお、私は採用選考案内に掲げてある受験資格をすべて満たし、地方公務員法の規定により選考を受けることができないとされる者にも該当しておりません。 また、この申込書のすべての記載内容は事実と相違ありません。 令和 7 年 月 日 氏 名 _____ (署名してください。)																		

8
〜
11
ペー
ジ【申
込書
及び
面接
カード
作成上
の注意
事項】
をよく
読んで
から記
入して
ください。

選考の準備等に必要ですので、必ず記入してください。

1 から 7 のうち該当する番号を○で囲んだうえで、必要事項を記入してください。

1 から 3 については該当する障害のある人のみ選択できます。

1 コミュニケーション手段を選択する。

(聴覚・言語障害の人のみ。該当するものを○で囲んでください。)

(1) 口話法 (2) 筆話法 (3) 手話法

2 点字受験を希望する。

(視覚障害の人のみ。申し込む際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へご連絡ください。)

3 選考時に筆記用具として、次の機器を持ち込み使用する。

(上肢機能障害又は言語、上肢複合機能障害の人のみ。該当するものを○で囲み、申し込む際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へご連絡ください。)

(1) パソコン (2) ワープロ

4 選考当日、補装具等を持ち込み使用する。(該当するものを○で囲んでください。)

(1) ルーペ (2) 補聴器 (3) 電気スタンド

※選考中は、補聴器の無線通信機能は使用できません。

5 車いすを使用する。(該当するものを○で囲んでください。)

(1) 電動 (2) 手動

6 付添人が来る。

7 その他、選考の準備等に必要と思われる事項があれば、具体的に記入してください。(身体上の理由等により選考会場に自動車等での来場を希望する人、第1次選考における教養試験でマークシート以外での解答方法を希望する人は、こちらにその旨を記入してください。)

また、申し込む際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へご連絡ください。

令和7年度 特別区職員障害者採用選考 郵送申込み用面接カード

(選考区分) 事務 (一般事務)	(受験番号)	フリガナ		(現在の年齢)
	※記入不要	氏 名		※記入不要
【あなたの強みを教えてください。また、それを活かして今後どのような仕事に取り組みたいか、特別区の志望動機も含めて具体的に書いてください。】(250文字以内)				
【ここ数年で、あなたが最も困難な目標に挑戦したことを教えてください。また、それをどのようにしてやり遂げたかを具体的に書いてください。】(250文字以内)				
【あなたが、チームやグループで協力して課題達成に取り組んだ経験において、その中でのあなたの役割と、貢献するために工夫したことを書いてください。】(250文字以内)				
学生生活 (直近のもの)	最終学歴と卒業年(見込を含む。) 高校・高専・専門学校・短大・大学・その他() 昭和・平成・令和 年 月 卒業		専攻学科(記入できる方のみで結構です。)	
職 歴 ※直近のものから記入	業種・仕事内容【例：建設業(営業職)】		在職期間	
			年 月 ～ 年 月	
			年 月 ～ 年 月	

※必要事項を記入のうえ、採用選考申込書と一緒に郵送してください。

※この面接カードは第2次選考でのみ、使用します。第2次選考時、面接カード等を見ながら受験することは認めません。また、提出された面接カードの照会には応じません。

※黒のボールペン(消せないものに限る。)で記入してください。



特別区人事委員会事務局任用課採用係 〒102-0072 千代田区飯田橋 3-5-1

【電 話】 03-5210-9787（直通）

※受付時間：平日 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分

各種
二次元
コード



ホームページ

◆ 【ホームページ】 <https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiinkaitop/>

（上記ホームページから採用試験の申込みができます。

また、よくある質問と回答も掲載しています。）



X(旧:Twitter)



LINE

◆ 下記、SNSの公式アカウントを通じて特別区等のイベント情報等を発信しています！

【X(旧:Twitter)】 [@23city_saiyou](https://twitter.com/23city_saiyou)

【LINE】 [@584djzhj](https://line.me/tv/@584djzhj)